

1. 件名：福島第一原子力発電所における2号機燃料デブリの試験的取り出しに係る面談
2. 日時：令和5年8月3日（木）13時30分～16時35分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
佐藤室長補佐、石井安全審査官、山下専門職  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
プロジェクトマネジメント室 担当3名（Web会議システムによる出席）  
福島第一原子力発電所 担当8名（うちWeb会議システムによる出席4名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、今後申請予定の2号機燃料デブリの試験的取り出しについて、資料に基づき以下の説明があった。
  - 前回指摘事項に対する回答
  - 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表
- 原子力規制庁は、説明を受けた内容について事実関係の確認等を行うとともに、今後の申請に向けて順次説明できるように準備しておく内容として、主に以下のコメント等を伝えた。

（全体スケジュール関係）

- 燃料デブリ等の試験的取り出し回数を「数回」と設定している根拠に加えて、試験的取り出し作業及びその後の調査装置撤去作業の工程や作業内容等の詳細について説明すること。
- その上で、試験的取り出し回数の追加等、試験的取り出しに係る作業工程が延長される可能性の有無に加えて、延長される可能性がある場合にはその後の調査装置撤去作業やその他廃炉作業への影響等について資料に示して説明すること。

（閉じ込め関係）

- 新設するグローブボックス（以下「GB」という。）及びその周辺に設置するダスト管理エリアについて、GB内での燃料デブリ等の取扱において想定される放射性物質を含む気体の発生量の評価に加えて、GBやダスト管理エリアからの排気（排出）先や排風機容量（風量）設定の妥当性等、負圧管理の考え方を整理し資料に示して説明すること。
- ダスト管理エリアへの放射性物質の漏えいについて、漏えい防止に係る具体的な対策に加えて、万一漏えいした場合の回収方法や漏えい物の処理方法等の詳細について資料に示して説明すること。

（測定・分析関係）

- GB内で行う水素濃度測定について、燃料デブリ等の取扱において想定される水素発生過程及び発生量の評価に関して資料に示して説明するとともに、水素濃度測定の目的を資料に追記すること。

- GB内で行う元素分析について、携帯型傾向X線分析計（XRF）で分析可能な元素等、元素分析に関する具体的な作業内容について資料に示して説明するとともに、元素分析を行う目的を資料に追記すること。

（容器関係）

- GBから燃料デブリ等を搬出する際に用いるプラスチック製つぼ型容器について、当該容器に求める安全機能の要否を含めて当該容器に収納する目的・方法を資料に示して説明すること。
- GBから搬出した燃料デブリ等の構外輸送容器への収納作業について、実施場所や具体的な作業内容等について資料に示して説明すること。

（作業体制関係）

- GB作業に係る体制や想定被ばく量について、一班5人体制として各人一回あたりの被ばく線量を算出しているが、試験的取り出し回数を勘案した場合には相当量の被ばく線量となることから、線量限度や管理目標値等との関係を含めて放射線管理の考え方を改めて整理して資料に示して説明すること。

（原子炉格納施設関係）

- 原子炉格納施設雰囲気監視等について、試験的取り出し作業はダスト発生量が極めて少ないとしている根拠に加えて、試験的取り出しは堆積物の未臨界状態に影響を与えないとしている点に関して調査装置の落下、堆積物に含まれる核燃料物質の分布の偏り等も考慮した条件下での影響の有無についても資料に示して説明すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

## 6. その他

資料：

- 指摘事項回答
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表
- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（2号機のPCV内部調査及び試験的取り出し作業のうち試験的取り出し）

以上